

(電子メール施行)

R5 健障支第 1995 号

令和 5 年 12 月 18 日

障害児通所支援事業所 運営法人 各位

仙台市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

令和 5 年度仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業の実施について

平素より、本市障害者福祉行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年度 6 月に所要額調査及び 11 月に装備状況調査を実施しておりました標記の件につきまして、子ども家庭庁より交付決定がありましたので、下記のとおり申請・実績報告いただきますようお願いいたします。

記

1 対象となる車両

今回の交付申請は、「11 月の装備状況調査（※）にて回答済みの車両」が対象となります。

回答済みの車両台数を越えての交付申請は出来ません。

なお、11 月の装備状況調査（※）以降に増加した車両分や新規事業所分については、2 月頃に再度所要額調査を実施のうえ、予算の範囲内で事業を実施する予定です。今しばらくお待ちください。

※添付メール「【1117メ：全事業所回答必須】FW【子ども家庭庁】教育・保育施設等における送迎用バスに対する安全装置の装備状況の調査（第 2 回）について」による調査

2 提出書類

- (1) (様式 1) 交付申請書
- (2) (別紙 2) 補助金精算額算出内訳
- (3) 歳入歳出予算書抄本
- (4) 歳入歳出決算書抄本
- (5) 対象経費の支出予定額が分かる書類（見積書等）
- (6) 対象経費の実支出額が分かる書類（領収書等）
- (7) 取付後の装置の写真
- (8) 車両が 3 列シート以上であることがわかる写真（車両の内観及び外観）
- (9) 装置の概要について確認できる資料（例：パンフレット等）
- (10) 安全装置を導入する送迎用車両の車種・ナンバーが確認できる資料（車検証の写し等）

※別紙 2 を提出することで、実績報告を兼ねることができます。

補助金の支払いについては、提出期限まで実績報告を終えている必要があります。

※令和 6 年 2 月 29 日までに機器の装備が間に合わない場合は、別手順をご案内いたしますので、裏面担当まで事前にご連絡ください。（裏面につづく）

3 提出方法

- ・(様式1) 交付申請書 …法人代表者印が必要です。郵送にてご提出ください。
- ・それ以外の書類 …shisetsushien@city.sendai.jp あてメールでご提出ください。

4 提出期限

- (1回目) 令和6年1月 3日(水) 必着(1月末ごろ補助金支払予定)
- (2回目) 令和6年1月31日(水) 必着(2月末ごろ補助金支払予定)
- (最終) 令和6年2月29日(木) 必着(3月末ごろ補助金支払予定)

5 留意事項

- (1) 別添の交付要綱等を必読のうえ、ご申請ください。
- (2) 交付決定・確定後、短い期間の中で請求書をご提出いただくこととなります。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご協力をお願いいたします。
- (3) 補助金の交付に関わらず、対象車両には令和6年3月31日までに安全装置を装備する必要がありますのでご注意ください。

6 補助要綱等

- (1) 仙台市障害児通所支援事業所におけるこどもの安心・安全対策支援事業補助金交付要綱
- (2) 【国実施要綱】子ども安全安心対策事業の実施について
- (3) 【厚労省通知】児童福祉施設の設備運営基準等の一部改正について
- (4) 【国交省発出】送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン

<問い合わせ先>

障害者支援課 施設支援係 丸田

TEL : 022-214-8188

Mail : shisetsushien@city.sendai.jp